

官報

号外 平成十九年四月十八日

○第百六十六回国参議院會議録第十八号

平成十九年四月十八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

平成十九年四月十八日

午前十時開議

第一 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出

第三 温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

一、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(屬千景君) これより會議を開きます。

平成十九年四月十八日 参議院會議録第十八号

この際、日程に追加して、
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。柳澤厚生労働大臣。

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(柳澤伯夫君) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

介護福祉士、社会福祉士制度につきましては、認知症である方に対する介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応やサービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務の拡大など、近年の福祉ニーズの多様化、高度化への対応が求められております。このような中で、介護福祉士、社会福祉士について資質の確保及び向上等を図るため、これらの定義、義務や資格の取得方法等を見直すこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、介護福祉士の行う介護を「入浴、排せつ、食事その他の介護から心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直すこととしております。

第二に、個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者及び医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど、介護福祉士、社会福祉士がその業務を行うに当たつての義務に係る規定を見直すこととしております。

第三に、介護福祉士、社会福祉士の資質の向上を図るため、介護福祉士については、一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形でその資格取得方法を一元化するとともに、社会福祉士については、福祉現場における高い実践力を有する人材を養成するための資格取得方法の見直しを行うこととしております。

第四に、社会福祉士の任用、活用の促進を図るため、身体障害者福祉司等の任用の資格に社会福祉士を追加することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十四年四月一日としております。なお、介護福祉士の資格を取得するために新たに国家試験を受験することとなる介護福祉士の養成施設の卒業業者については、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(屬千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。下田敦子君。

〔下田敦子君登壇、拍手〕

○下田敦子君 民主党・新緑風会の下田敦子でございます。

質問に入ります前に、昨夜の長崎市長の狙撃事件は民主主義を脅かす愚行であります。厳重に抗議いたしますとともに、伊藤一長市長の御冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について、民主党・新緑風会を代表して質問申し上げます。

昭和六十一年、東京で開催されました国際社会福祉會議において有力な海外参加国の方々から異口同音に指摘されたことが、日本の社会福祉制度が予想以上にすばらしく発展している反面、福祉マンパワーの専門職の人々が必ずしも十分でないというところでございました。古くから社会福祉従事者を福祉の核として高く位置付けてきた欧米の国々の率直な専門家の指摘を励みといたしまして、昭和六十二年一月、斎藤十朗厚生大臣の肝いりで、医療、福祉の分野で新しい専門資格化の検討が始まりました。

そして、第百八回通常国会において、我が党の千葉景子議員始め熱心な議員各位の御議論の下、社会福祉士及び介護福祉士法が全会一致で、新しい社会福祉専門職が制度化されました。すぐさ

議事日程追加の件 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ま、これらの専門家の養成施設、国家試験などの検討会も組織され、同年十一月には土台となる案ができ上がり、同じく十二月十五日には省令が官報掲載となりました。関係者の間にも何か唐突な感や戸惑いの声も聞かれるほどに急激な展開を見た新国家資格の誕生でございました。

昭和六十三年二月、一期校として全国二十五校が厚生大臣指定養成施設となり、介護福祉士の養成が始まりました。あれから二十年の月日が経過し、当初二十五校が現在全国で四百九校となり、正に二〇〇七年問題を前にして、特に介護福祉士を取り巻く状況が混然一体としてきている昨今であります。このことから重点的に質問をさせていただきます。

そこでお伺いいたしますが、十年後の要介護者は六百四十万人と推計されます。それに対する必要介護職員は百五十六万四千人と推計されますが、その介護職員のうち介護福祉士資格取得者は何人と見込まれますか、お尋ねをいたします。

そして、その資格取得者のうち不就労者、仕事に就かない方が現在推計で二十万人くらい介護業務に就いていないと言われていますが、その不就労の理由は主に何かを柳澤厚生労働大臣はどのように考えておられますか、お尋ねをいたしたいと思います。

二番目でございますが、このたびの法改正は社会・援護局福祉基礎課の所管であり、訪問介護員、いわゆるホームヘルパーの所管は老健局所管であります。介護職員の資質の向上及び確保につながるような法的拘束力は直接には及びません。例えば、ホームヘルパー三級、二級などの方々が介護福祉士国家試験を受ける方々の実務経験二

年、介護職員基礎研修五百時間を社会・援護局所管の実務経験三年以上ルートとは大幅にレベルの差異があります。ホームヘルパーは数的には圧倒的に多く、任用資格者としては現場を支えてきた人たちですが、残念ながら国家資格者ではありません。介護を受ける側からすると、介護に携わる職業人として資質の向上を図るべく今回の法改正に同じく歩調を合わせてもらえないことが問題点として残ります。この縦割り行政について、厚生労働大臣はいかがお考えでしょうか。

また、平成十六年、社会保障審議会介護保険部会は、ホームヘルパーの資格を将来的に介護福祉士の資格に統一化し、その質の向上を図るとマスメディアに発表されました。その報道は各社同時に報じられました。今も私の手元にそれらの新聞記事がございます。しかし、このたび老健当局は、そのような発表はしていないし、ホームヘルパーのコースはなくはない、理解してほしいとのコメントを出してきました。担当者が替わったにせよ、行政は社会保障審議会介護保険部会の意見をどのように考えているのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、介護福祉士の資格者をしつかりと介護保険制度に位置付ける任用拡大を図るべく、早急に具現化するべきであると考えますが、厚生労働大臣はいかがお考えでございましょうか。

さて、このところ各マスメディアをにぎわしている訪問介護大手会社数社が全国的に展開を図っている事業所で、実際に勤務していないホームヘルパーを常勤とし、偽りの届出を出したり、介護保険法の基準以下なのに何千万円もの報酬を水増し請求したり、これらの事業所の訪問介護計画書

は実際に何の介護をしたのか確認できないなどの実態が発覚いたしました。また、この訪問介護大手会社のホームヘルパーは非正規雇用が多く、その雇用条件、給与状況等に透明性がございません。

次に問題なのは、ホームヘルパー養成講座を全国的に展開しているこれらの訪問介護大手会社等では、その受講生に対し、夜間コースで約一か月の受講料を例えば八万円から十万円を納入させ、その傍ら国の教育訓練給付金制度を活用し、失業保険の支払期間にもよりますが、受講料の四〇％、最大で三万二千元を受給させているシステムがつくられています。例えば、ある大手介護会社は、制度開始から平成十九年一月末までの国の支給総額は百六十二億円にも及んでいます。ちなみに、去る四月二日付けの、同社はほとんどの全国紙や主たる地方紙に一面七段の多額な経費を掛けて受講生募集の新聞広告を掲載しています。

そこで、厚生労働大臣にお伺いいたしますが、教育訓練給付金指定講座の上位十社の支給先とその支給総額をお答えください。その事業報告内容をもた情報公開できないのはなぜであるかもお尋ねいたします。

最後に、介護という一連の高い精神性を有するものを七兆円市場と言われる介護事業として営利目的化し、それに伴うホームヘルパーの方々の三Kと称される雇用環境を生みながら介護会社が昨今存在しているというこの事実をどのようにお考えでしょうか。介護大手三社の不正発覚から、不正、過剰受給に対するチェックをどのように取っているのかもお尋ねをしたいと思います。また、介護保険の総費用の二〇〇七年度予算、

二〇〇〇年度の約二倍、七・四兆円に上がりましたが、この国民の納める介護保険料とその介護職員の適正なる教育訓練育成をどのように考えていらっしゃるのかも伺いたしたいと思います。次に、専門的介護福祉士の必要性について伺いたします。

これらの介護福祉士の在り方については、幅広い利用者に対する基本的介護を提供する能力に加え、より専門的な介護を提供できる認知症専門介護福祉士、重度障害者専門介護福祉士、ユニットケア管理専門介護福祉士等の資格の創設について速やかに検討を行い、その人材育成に努める必要に迫られています。その内容と時期等について、具体的方針を厚生大臣にお伺いいたします。

ドイツの介護福祉士法、いわゆる老人介護法を見ますと、老人介護士、アルテンプフレーゲリンという資格が創設されています。また、デンマークでは、早い時期からカリキュラムを大幅に変えて介護専門職員のベダゴグという資格がつくられ、更なる介護専門職の育成をしています。このたびの法改正に当たって、資質向上を図り、専門家の育成をする必要をどのように考えておられるのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、このたびの法改正に准介護福祉士という新資格の創設が盛り込まれていますが、本年三月に改正案が国会に提出される直前に准介護福祉士の名称が示されました。関係者やその団体に事前説明がなく、時間的にも十分でないことも相まって、ここの二か月、戸惑いの声が聞かれます。昨年の秋、フリーピン政府との経済連携協定合意でフリーピン介護士の受入れが決まりましたが、その時点では試験免除の養成施設への入校が

想定されていたので、このたびの同法改正に伴い、フィリピン政府との経済連携協定合意にそを来すおそれがないのか、このことを外務大臣にお尋ね申し上げたいと思います。

フィリピンの外貨収入の第一位を占めているのは、看護師、介護福祉士、しかも英語圏における活動はレベルも高く、ホスピタリティー精神の下、最近ではカナダ、イスラエルへの希望者が多く、残念ながら日本への希望者は非常に少ないと聞いております。アキノ大統領から伺いました。

介護福祉士を今の二・五倍から三・五倍に増やすことは急務であります。高校卒業後、専門学校、短期大学、四年制大学、大学院と履修してきた介護福祉士希望者も、このたびの法改正によりすべて国家試験を受験することになりました。資質の向上のためには一歩前進でございます。

しかし、このたびの法改正に伴う激震緩和措置の期間も設けるべきだという声もあり、千八百時間も履修した専門家には介護という専門分野に就職してほしい立場から、准介護福祉士を一定期間あるいは特例期間として設けてほしいという声もございますが、厚生労働大臣はいかがお考えでございますでしょうか。

次に、法制定時にわずか二ないし三校だった福祉系高校が、規制緩和の時代だからのツルの一声でその後野放し状態に増え、現在二百二十五校まで増加しています。しかし、その養成内容は、厚生労働大臣が指定した養成施設と比較して、教育時間が千六百五十時間に対し千九百九十時間、専任教員の資格要件、人員配置、教授要員の取得免許内容、例えば、医学一般教科・科目が医師が担当

指導するとあるものが、福祉系高校においては看護師と定めてあります。社会学を社会科でそれに読み替えたり、介護実習教科・科目がなく、養成施設としての実習、教具、教材が同じ養成なのに差異があり過ぎます。また、元来厚生労働省所管の養成なのに、そのほとんどをなぜ文部省のみの指導監督を受けてきたのか、文部科学大臣にお尋ねをいたします。

それから、介護福祉士は通信教育のみでは許されないのが決まっておりますが、NHKにおいては介護福祉士の通信養成が許され続けてきているのはなぜであるか、これも厚生労働大臣にお伺いいたします。

次に、このたび政府の経済財政諮問会議で、安倍晋三議長の下、柳澤厚生労働大臣により、高齢者や団塊の世代が家事などの生活支援サービスを提供できるようにするために簡易な資格制度、称して介護サポーターを創設すると報じられました。この有用性は何であるか。同資格の創設は介護を取り巻く環境を混乱させる、そういうことにおいての整合性はどのように取っていかれるのかもお尋ねいたします。

昨今、介護をめぐる職場環境の混乱一体とした混乱がここに生じ、少なくともこのたびの法改正まで整理整頓するの五年の歳月を要してしまいが、厚生労働大臣はいかがお考えでしょうか。

昨年、WHOは介護をサイエンスであると明言しました。介護という作業は、専門的な知識と技術をもって人間の身体や心に接していくものである。介護サポーターの有用性と、その混乱を生むことがいかにあるかもお尋ねをいたします。

次に、法改正の社会福祉士の部分についてお尋ねいたします。

また、社会福祉士の社会的認知度は低い。そして、介護福祉士の配置基準を明確化し、さらに厚生労働大臣にお尋ねいたしますが、この有用性、任用拡大についていかがお考えでしょうか。

最後に申し上げます。

○議長(扇千景君) 下田君、時間が超過しております。簡単に願います。

○下田敦子君(統) 同法案の一部改正を機に、これから心ある、より質の高い、ホスピタリティー豊かな介護福祉士及び社会福祉士を育て得る環境を願ってやみません。

質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 下田議員にお答え申し上げます。

まず、要介護者数の増加に対応した介護福祉士数の将来推計等につきましてお尋ねがございました。

要介護者数の伸びに応じて介護福祉士数が伸びるものと仮定して機械的な試算をいたしてみますと、介護保険事業に従事する介護福祉士数は現在約二十二万人ということでございますが、十年後には約三十四万人に増加すると見込まれます。今後とも、介護福祉士につきましては、介護を支える中核的な存在として引き続きその育成に努めてまいりたい、このように考えております。

また、介護福祉士の転職の主な理由といたしましては、仕事のやりがい、職場の人間関係、給与水準等であると承知をいたしております。介護業務に従事していない介護福祉士の不就業の理由

につきまして、これと同様の状況ではないかと考えております。

次に、介護福祉士国家試験と介護職員基礎研修との関係についてお尋ねがございました。

介護職員基礎研修の修了後に実務経験二年で介護福祉士国家試験の受験資格を与える取扱いにつきましては、今回の法律案には盛り込んでおりません。

この取扱いは、社会保障審議会の意見の中で提案されておりましたが、同時に、このルートにおける基礎研修の教育時間、教育内容等の在り方について、更に検討を行っていくべきとされていたところでございます。したがって、引き続き関係部局間でよく連携を取りながら、介護福祉士の教育カリキュラムの見直しの結果を受けまして、介護職員基礎研修についても検討を行った上で、その位置付けを考えてまいりたい、このように考えております。

介護職員の資格の統一についてお尋ねがございました。

御指摘の平成十六年七月の社会保障審議会介護保険部会におきまして、将来、介護職員の任用資格を介護福祉士を基本とすると、こういうことがございましたが、今議員の御指摘のような、統一するとはいたしておりません。当面は、研修の強化等によりまして、ホームヘルパーの資質の向上を図ることを検討する必要があるとの意見をいただいた、このように受け止めているところでございます。

これを踏まえまして、昨年度から新たに認知症ケアや医療、看護との連携等の内容を含む介護職員基礎研修を創設したところでございまして、将

来的にはホームヘルパー養成研修も介護職員基礎研修に一元化し、介護職員についてその資質の向上を図ることとしております。

介護保険制度における介護福祉士の任用についてのお尋ねがありました。

介護ニーズの多様化、高度化に対応して、介護福祉士を始め高度の専門性を有する者が介護保険制度においてもっと評価される必要があると考えっております。このため、平成十八年度の介護報酬改定では、訪問介護事業者の従業者のうち一定割合以上が介護福祉士であることを要件として、介護報酬に加算評価する仕組みを創設したところでございます。

今後とも、介護福祉士の取扱いについては、介護福祉士の確保に努める事業所の評価をどうするかという点も含め、社会保障審議会でも御議論をいただきながら考えていただきたいと考えております。

次に、教育訓練給付の指定講座を受講した者に給付された金額に係る総額上位十社についてのお尋ねがありました。

制度創設から本年一月までの間の実績を申し上げますと、一、株式会社ニチイ学館、以下順位は省きます、約百六十二億円、日建学院、約百六十億円、株式会社ノヴァ、約百六十億円、株式会社アビバ、約百五億円、株式会社ヒューマンアカデミー、約八十七億円、株式会社イーオン・イースト・ジャパン、約七十八億円、株式会社メディ・エデュケイト、約七十七億円、株式会社東京リールマインドが約六十七億円、ベルリッツ・ジャパン株式会社、約五十七億円、総合資格学院、約五十六億円となっております。

次に、教育訓練給付の指定講座を運営する教育訓練施設の事業報告内容の情報公開についてお尋ねがありました。

教育訓練給付の指定講座を運営する教育訓練施設からは、指定講座において目標とする資格試験の合格実績、講座修了後の就職状況等を定期的に報告させております。これらの報告はすべて情報公開の対象であります。合格実績等については既に中央職業能力開発協会ホームページに掲載しており、さらに、講座修了後の就職状況等についても掲載する準備を進めておるところでございます。

介護事業者の不正に対する対策についてのお尋ねがありました。

今月十日に東京都が公表した大手介護サービス事業者に対する監査結果を踏まえ、厚生労働省といたしまして、同日、全都道府県に対して、広域的に事業を展開する指定訪問介護事業所に対して速やかに監査を行うよう指示したところであります。

また、平成十七年の介護保険法改正により、一つ、問題のある介護事業者への勧告、改善命令ができるようにするとともに、二つ、指定の更新制の導入、三つ、指定の欠格事由の追加など、事業者規制を強化し、機動的な監査の実施ができるように見直しをいたしたところでございます。

今後とも、不正な事業者に対しましては、地方自治体と連携を取り、厳正に対処してまいります。

次に、介護保険料と介護職員の教育訓練についてのお尋ねがありました。

スを提供した際は、介護保険料と公費を財源とする介護報酬が支払われる仕組みになっていることは御高承のとおりでございます。この介護報酬につきましましては、介護職員の教育訓練に掛かる費用を含めた介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案して設定をいたしております。

また、介護職員の資質の向上のための取組状況につきまして、例えば訪問介護事業所の場合、ほとんどの事業所において研修が実施されているところでございます。

いわゆる専門介護福祉士の創設についてのお尋ねがありました。

重度の認知症や障害等の困難事例への対応の分野において、より専門的な人材を養成していくことは必要であると考えております。このため、社会保険審議会の意見を踏まえ、専門介護福祉士の在り方について、有識者及び関係団体の意見もいただきながら早急に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、准介護福祉士についてお尋ねがありました。

今回の改正法案は、介護福祉士の資格取得に国家試験の受験を必須といたしておりますが、現行制度を前提とするフィリピンとの間の経済連携協定との整合性の確保にも配慮しつつ、改正の趣旨を損なわないよう、当分の間、養成施設の卒業者に介護福祉士に準ずるものとして准介護福祉士の名称を与えることとしております。

この仕組みはあくまでも暫定的なものであり、今後、関係省庁とも協議、調整を行い、できるだけ早くこの仕組みが必要でなくなる状況になるよう最大限努力してまいりたい、このように考えております。

おります。

通信教育による介護福祉士の養成についてお尋ねがありました。

福祉系高校につきましては、NHK学園も含め、通学制、通信制にかかわらず、広く資格取得の機会を開くため、一定の教科科目及び単位数を修めた者について介護福祉士試験の受験資格を認めているところであります。

今回の改正法案では、介護福祉士の資格取得方法の一元化を図るものとする見地から、福祉系高校の教育カリキュラムを見直す中で、原則として通信制は認めないこととしております。現行の通信制の福祉高校につきましては、平成二十一年度から平成二十五年度までの入学者に限り、一定の条件の下で経過的に受験資格を継続して承認することとしております。

介護サポーターについてのお尋ねがありました。

御指摘の再チャレンジ支援総合プランにおきまして、介護、教育、育児など、幅広い分野で新たなチャレンジを目指す高齢者、団塊の世代等の活躍の場の拡大を推進する方針が打ち出されまして、介護サポーターもこうした取組の一つとして位置付けられております。

今後、団塊の世代が高齢者となっていく中、こうした介護サポーターや介護福祉士を始めとした専門職とが適切に役割分担をしながら、高齢者、団塊の世代を含め、介護に参加する者のすそ野を広げることは重要と考えておりまして、今後、その活用方策については、議員の指摘される科学的な側面も含む調査研究を行ってまいりたい、このように考えております。

最後に、社会福祉士の認知度と社会福祉士、介護福祉士の配置についてお尋ねがございました。

近年、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大しておりますが、このような実務の現場で求められる高い実践力を有する社会福祉士の養成が十分に進んでいない状況にあると考えております。

また、社会福祉士、介護福祉士につきましては、資格を取得した者にこれに見合った処遇が確保されるよう、今回の改正法案を契機として、施設長等の任用要件の在り方や、介護保険制度等における取扱いについて、十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 下田議員より一問いただいております。今回の法改正と日本・フィリピン経済連携協定との関係についてのお尋ねであります。

御指摘のありましたとおり、日本・フィリピン経済連携協定は、現行の介護福祉士制度を前提として介護福祉士を目指すフィリピン人の方々を受け入れることを定めております。御存じのように、昨年九月、既に署名が終了し、同年十二月、締結についての国会の御承認もいただいておりますところであります。

政府としては、准介護福祉士制度を含む今回の法改正によりまして、この協定との間でそこを来すことはないかとお尋ねがありますが、ないと考えております。また、フィリピン政府との間でも今回の法改正と日本・フィリピン経済連携協定

との関係について説明をいたしております、フィリピン政府の理解も得ているところであります。(拍手)

(国務大臣伊吹文明君登壇、拍手)

○国務大臣(伊吹文明君) 下田議員から一つ、介護福祉士の資格についてのお尋ねがございました。

厚生労働省の指定を受けております大学等の養成施設を修了した者は、御指摘のように、国家試験を経ることなく課程の修了をもって介護福祉士の資格を付与されております。一方、厚生労働省の指定を受けない福祉系高校は、大学等の養成施設に比べまして教育時間数が少ない等の理由から、必ず国家試験を課すことにより福祉士としての一定の水準を担保いたしております。

この二つのルートがありますが、今回の改正案では、介護福祉士の資格の向上を図るため、福祉系の高校につきましても、文部科学省だけではなく厚生労働省も養成校としての指定をし、その上で、教育時間数の大幅な引上げや教員要件の新たな付加などにより、大学等の養成施設と同等の水準を担保するように法改正が行われることとなっております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山内俊夫君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山内俊夫君登壇、拍手)

○山内俊夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の適確かつ円滑な実施を確保するとともに、外国との間で将来締結する相互承認協定についても迅速に対応できるよう国内法の整備を行うおつもりであります。

委員会におきましては、今後締結される相互承認協定の国会承認の必要性、本法に基づく実績が低調な理由とその対応策、認証業務への民間参入の促進と信頼される認証機関の育成、電気通信事業者に対する監督体制の在り方、相互承認協定における消費者保護の位置付け等について質疑が行われました。

質疑を結局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十八
賛成 百八十八
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第二 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長藤原正司君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(藤原正司君登壇、拍手)

○藤原正司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るため、飲酒運転を行った者等に対する罰則の強化、運転免許を取り消された場合にお

ける運転免許を受けることができない期間の延長、七十五歳以上の者に対する認知機能検査制度の導入、七十五歳以上の者及び聴覚障害者が普通自動車を運転する場合の標識の表示義務付け、普通自転車歩道通行要件の明確化など自転車利用者対策に関する規定の整備、後部座席に係る座席ベルトの装着の義務付け等を行うものとするものであります。

委員会におきましては、溝手国家公安委員会委員長等に対して質疑を行い、また、四名の参考人から意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容は、刑法及び道路交通法の改正に伴う飲酒運転等の抑止効果、運転者に酒類を提供した者に対する罰則適用の要件、高齢者及び聴覚障害者に対して標識の表示を義務化し、罰則規定を設けた理由とその妥当性、高齢者に対する認知機能検査の在り方、自転車利用者のルールの徹底と今後の対策の方向性、後部座席における座席ベルトの装着率向上策等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十七

賛成

百八十三

反対

四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第三 温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長大石正光君。

石正光君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(大石正光君登壇、拍手)

○大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

温泉は、年間延べ一億人以上が利用し、国民の高い関心を集めていることから、入浴者に対する温泉の成分等についての情報提供の充実が求められております。また、我が国は豊富な温泉資源に恵まれておりますが、その資源には限りがあるた

め、持続可能な利用を進める必要があります。

本法律案は、このような状況を踏まえ、温泉の保護及び利用の適正化を図るため、定期的な温泉の成分分析とその結果の揭示、温泉の掘削等の許可への条件の付与等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、十年ごとの温泉成分分析を義務化する理由と、これにより期待される効果、温泉成分分析場所の見直しなど温泉に関する情報提供の充実強化、魅力ある温泉地づくりへの支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十八

賛成

百八十八

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第四 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山下栄一君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山下栄一君登壇、拍手)

○山下栄一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改めようとするものであります。

委員会におきましては、危険運転致死傷罪の対象に二輪車も含める必要性、危険運転致死傷罪の適用の在り方、自動車運転による過失致死傷を新たな犯罪類型とする理由、交通事故再発防止策の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一

致をもつて原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十八

賛成

百八十八

反対

○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 今泉 昭君

議員

近藤 正道君	鰐淵 洋子君	田村 公平君	田浦 直君	足立 信也君	那谷屋正義君
又市 征治君	谷合 正明君	佐藤 昭郎君	阿部 正俊君	白 眞勲君	下田 敦子君
澤 雄二君	小泉 昭男君	岩永 浩美君	鈴木 政二君	小林 正夫君	柳澤 光美君
遠山 清彦君	浮島とも子君	魚住 汎英君	泉 信也君	主濱 了君	芝 博一君
山本 香苗君	小池 正勝君	岩井 國臣君	北岡 秀二君	池口 修次君	若林 秀樹君
瀨上 貞雄君	渡辺 孝男君	景山俊太郎君	市川 一朗君	森 ゆうこ君	大塚 耕平君
山本 保君	高野 博師君	狩野 安君	佐藤 泰三君	松井 孝治君	工藤堅太郎君
世耕 弘成君	鶴保 庸介君	尾辻 秀久君	田中 直紀君	広野ただし君	櫻井 充君
福島みずほ君	田 英夫君	清水嘉与子君	小野 清子君	福山 哲郎君	浅尾慶一郎君
加藤 修一君	西田 実仁君	鴻池 祥肇君	松田 岩夫君	木俣 佳文君	加藤 敏幸君
弘友 和夫君	山内 俊夫君	杓掛 哲男君	片山虎之助君	北澤 俊美君	峰崎 直樹君
中川 義雄君	荒木 清寛君	藤野 公孝君	長谷川憲正君	直嶋 正行君	円 より子君
山口那津男君	魚住裕一郎君	神取 忍君	松村 祥史君	和田ひろ子君	小林 元君
風間 昶君	浅野 勝人君	龜井 郁夫君	岸 信夫君	高嶋 良充君	田名部匡省君
国井 正幸君	浜四津敏子君	吉田 博美君	舩添 要一君	江田 五月君	西岡 武夫君
山下 栄一君	白浜 一良君	藤井 基之君	愛知 治郎君	広中和歌子君	渡辺 秀央君
草川 昭三君	木庭健太郎君	西島 英利君	小林 温君	山下八洲夫君	郡司 彰君
南野知恵子君	吉村剛太郎君	伊達 忠一君	木村 仁君	蓮 舩君	林 久美子君
山崎 正昭君	溝手 顕正君	中島 啓雄君	山本 一太君	広田 一君	小林美恵子君
若林 正俊君	田村耕太郎君	大野つや子君	松村 龍二君	島田智哉子君	大久保 勉君
北川イッセイ君	河合 常則君	保坂 三蔵君	矢野 哲朗君	前川 清成君	紙 智子君
関口 昌一君	椎名 一保君	脇 雅史君	谷川 秀善君	松岡 徹君	津田弥太郎君
末松 信介君	中川 雅治君	中島 眞人君	中原 爽君	犬塚 直史君	水岡 俊一君
二之湯 智君	野村 哲郎君	青木 幹雄君	陣内 孝雄君	仁比 聡平君	鈴木 寛君
萩原 健司君	岡田 直樹君	中曾根弘文君	竹山 裕君	岩本 司君	榛葉賀津也君
秋元 司君	山谷えり子君	櫻井 新君	関谷 勝嗣君	大門実紀史君	井上 哲士君
山本 順三君	小泉 顕雄君	倉田 寛之君	鈴木 陽悦君	藤原 正司君	神本美恵子君
中村 博彦君	岡田 広君	尾立 源幸君	藤末 健三君	山根 隆治君	緒方 靖夫君
岸 宏一君	常田 享詳君	富岡由紀夫君	松下 新平君	小池 晃君	内藤 正光君
		荒井 広幸君	藤本 祐司君	佐藤 道夫君	朝日 俊弘君

[illegible]

経済産業委員

辞任

小川 敏夫君

補欠

直嶋 正行君

国土交通委員

辞任

羽田雄一郎君

補欠

犬塚 直史君

環境委員

辞任

西田 吉宏君

補欠

木村 仁君

富岡由紀夫君

平田 健二君

予算委員

辞任

小林美恵子君

補欠

仁比 聡平君

決算委員

辞任

小池 正勝君

補欠

若林 正俊君

仁比 聡平君

小林美恵子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国憲法に関する調査特別委員

辞任

澤 雄二君

補欠

魚住裕一郎君

田村 秀昭君

長谷川憲正君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(閣法第五四号)

統計法案(閣法第三四号)

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

平成十九年四月十八日 参議院会議録第十八号

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出(衆第一六号))

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出(衆第一七号))

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出(衆第一八号))

同日委員長から次の報告書が提出された。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)審査報告書

温泉法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)審査報告書

刑法の一部を改正する法律案(閣法第八三号)審査報告書

審査報告書

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年四月十七日

参議院議長 扇 千景殿

総務委員長 山内 俊夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を始めとする相互承認協定の適確かつ円滑な実施を確保するため、特定輸出機器に関して適合性評価手続を実施する国外適合性評価事業の認定等を適正かつ確実に行うための制度を整備しようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、情報通信分野を始めとする我が国の国際競争

力の拡充強化に向けて、相互承認協定の締結の拡大を図るとともに、国際標準化についても積極的に取り組むこと。

二、今回の改正により、今後締結される相互承認協定への対応が政令にゆだねられることから、基準認証制度の現状について検証するとともに、行政の対応を迅速に行うなど、利用者のニーズに配慮しつつ適合性評価手続の円滑化に努めること。

三、現在行われている相互承認の実施状況を十分に踏まえ、認証に係るコストの低減、認証サービスの質的充実等利用者の利便性の向上を図り、国際的にも信頼される認証機関の育成に努めること。

右決議する。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部

議長報告事項 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律案を改正する法律案

律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律

第一条中「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定(以下「日欧協定」という。及び新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下「日シ協定」という。))を「相互承認協定に改め、我が国と欧州共同体及びシンガポール共和国との間の」を削り、「の輸出入」に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「相互承認協定」とは、我が国が締結する条約その他の国際約束のうち、我が国と我が国以外の締約国が、適合性評価手続(特定機器が各締約国の関係法令等特定の機器に関する法令及びその運用に関し各締約国の当局が発する告示その他の定めをいう。次条第一項において同じ。)に定める技術上の要件に適合しているかどうかを決定するための手続をいう。以下この条において同じ。)の結果(当該結果の表示及び証明書を含む。第三項及び第四項において同じ。)を相互に受け入れることを内容とするものであつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定機器」とは、特定輸出機器及び特定輸入機器をいう。

3 この法律において「特定輸出機器」とは、相互承認協定の締約国である外国(以下「外国」という。)が当該相互承認協定の規定により適合性評価手続の結果を受け入れることとなる通信端末機器、無線機器及び電気製品をいう。

4 この法律において「特定輸入機器」とは、我が国が相互承認協定の規定により適合性評価手続の結果を受け入れることとなる通信端末機器、無線機器及び電気製品をいう。

5 この法律において「適合性評価機関」とは、相互承認協定に規定する機関であつて、適合性評価手続を実施するものをいう。

6 この法律において「登録」とは、相互承認協定の規定により行われる適合性評価機関の登録をいう。

7 この法律において「国外適合性評価事業」とは、特定輸出機器に関する適合性評価手続を実施する事業をいう。

第三条第一項中「前条第八項各号に係る」を「相互承認協定」に、かつ、相互承認協定に規定する外国の関係法令等の別に応じて政令で定める」に改め、同条第四項中「日欧協定第九条1及び2又は日シ協定第五十三條1及び2」を「相互承認協定」に改める。

第五条第一項中「次の各号に掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、当該各号に定める指定基準」を「相互承認協定に規定する指定基準であつて、国外適合性評価事業の区分に応じて政令で定めるもの」に改め、各号を削る。

第十条中「日欧協定又は日シ協定」を「相互承認協定」に改める。

第十一条中「日欧協定第八条7又は日シ協定第

五十二條6の規定により日欧合同委員会又は日シ合同委員会から」を「相互承認協定の規定により」に、「事項について通報があつた」を「処分が行われた」に改める。

第十三条第一項第二号中「第五条第一項各号に定める」を「第五条第一項に規定する主務省令で定める」に改め、同項第六号中「日欧協定又は日シ協定」を「相互承認協定」に改め、同条第二項中「日欧協定第九条4又は日シ協定第五十三條4」を「相互承認協定」に改める。

第二十九条中「欧州共同体又はシンガポール共和国」を「外国」に改め、「欧州共同体の指定当局(日欧協定第一条1(d)に規定する指定当局をいう。又はシンガポール共和国の指定当局(日シ協定第四十五條1(d)に規定する指定当局をいう。))が行つた」を削り、「日欧協定第一条1(c)又は日シ協定第四十五條1(c)に規定する」を「相互承認協定の規定により外国の当局が行つた」に改める。

第三十条第一項中「日欧協定第八条7又は日シ協定第五十二條6の規定により日欧合同委員会又は日シ合同委員会から」を「相互承認協定の規定により」に、「事項について通報があつた」を「処分が行われた」に改め、同項各号中「欧州共同体又はシンガポール共和国」を「外国」に改め、同項に次の一号を加える。

三 外国の適合性評価機関の指定の効力の停止又はその停止の解除

第三十条第二項を削る。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

第三十一条 登録外国適合性評価機関(電気通信

事業法第五十二条第一項の総務省令で定める技

術基準に適合している旨の認定を行う者として同法第八十六条第一項の総務省令で定める事業の区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。以下この条において同じ。)が端末機器(同法第五十三條第一項に規定する端末機器をいい、当該登録を受けている区分に係るものに限る。次項において同じ。)について技術基準適合認定(同条第一項に規定する技術基準適合認定をいう。以下この項において同じ。)を行つた場合には、当該技術基準適合認定を登録認定機関(同条第一項に規定する登録認定機関をいう。以下この条において同じ。)がした技術基準適合認定と、当該登録外国適合性評価機関による技術基準適合認定を受けた者を登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者とそれぞれみなして、同法第五十三條第二項、第五十四條、第五十五條第一項、第六十二條第一項、第六十六條第二項並びに第六十七條第一項、第二項及び第五項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第五十三條第二項中「登録認定機関」とあるのは「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)第三十一条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」と、「付さなければならぬ」とあるのは「付すことができる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 登録外国適合性評価機関が端末機器の設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)について設計認証(電気通信事業法第五

六条第一項に規定する設計認証をいう。以下、この項において同じ。）を行った場合には、当該設計認証を登録認定機関がした設計認証と、当該登録外国適合性評価機関による設計認証を受けた者を登録認定機関による設計認証を受けた者とそれぞれみなして、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十条第一項、第六十一条、第六十二条第二項及び第三項、第六十六條第三項並びに第六十七條第四項及び第六項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第六十条第一項第五号中「登録認定機関」とあるのは、「特定機器製造に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百一号）第三十一条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」とするほか、必要な技術的調整等は、政令で定める。

第三十二條 前條の規定の適用がある場合における電気通信事業法第五十三條第三項、第五十五條第二項、第六十條第二項、第六十二條第四項、第六十九條第一項、第六十六條第七項及び第八項、第六十七條第三項、第六十八條並びに第七十一條の規定(同法第五十三條第三項の規定に係る罰則を含む。)の適用については、同法第五十三條第三項中「第百四條第四項において準用する場合」とあるのは、「第百四條第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。)第三十一條第一項の規定により読み替えて適用される場合」

と、「第百四条第七項において準用する場合」とあるのは「第百四条第七項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第二項の規定により適用される場合」と、同法第六十九条第一項中「第百四条第四項において準用する場合」とあるのは「第百四条第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第百四条第七項において準用する場合」とあるのは「第百四条第七項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第二項の規定により適用される場合」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改め

第三十三条 登録外国適合性評価機関（電波法第三章に定める技術基準に適合している旨の証明を行う者として同法第三十八条の二第一項に掲げる事業の区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。以下この条において同じ。）が特定無線設備（同項に規定する特定無線設備をいい、当該登録を受けている区分に係るものに限る。次項において同じ。）について技術基準適合証明（同法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該技術基準適合証明を登録証明機関（同法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関をいう。以下この条において同じ。）がした技術基準適合証明と、当該登録外国適合性評価機関による技術基準適合証明を受けた者を登録証明機関による技術基準適

合証明を受けた者とそれぞれみなして、同法第三十八條の七第一項、第三十八條の二十第一項、第三十八條の二十一第一項及び第二項、第三十八條の二十二第一項、第三十八條の二十三第一項並びに第三十八條の三十第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十八條の七第一項中「登録証明機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三條第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」と、「付さなければならぬ」とあるのは「付すことができる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2

要な技術的読替へは、政令で定める。

2 登録外国適合性評価機関が特定無線設備の工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)について工事設計認証(電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証をいう。以下この項において同じ。)を行った場合には、当該工事設計認証を登録証明機関がした工事設計認証と、当該登録外国適合性評価機関による工事設計認証を受けた者を登録証明機関による工事設計認証を受けた者とそれぞれみなして、同法第三十八条の二十五から第三十八条の二十七まで、第三十八条の二十八第一項、第三十八条の二十九並びに第三十八条の三十第二項及び第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第三十八条の二十八第一項第五号中「登録証明機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続」の結果の外国との相互承認の実

施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)第三十三条第一項前段に規定する登録外国適性評価機関とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第十三条第二項、第十五条、第二十七條の二、第二十七條の十八第一項、第三十八條の七第二項及び第三項、第三十八條の二十第二項、第三十八條の二十一第三項、第三十八條の二十二第二項、第三十八條の二十三第二項、第三十八條の二十八第二項、第三十八條の三十四第四項、第七章、第九十九條の二並びに第三百三條の二第十一項及び第十七項から第二十五項までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、同法第四条第二号中「第三十八條の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。)」第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八條の七第二項及び第三項中「第三十八條の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第一項の規

定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十三条の二第十項中「第三十八条の二十六(外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六(外国取扱業者に適用される場合を除く。」、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六(外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第三十五条中「に係る特定電気用品」の下に「同法第二項第二項に規定する特定電気用品をいい、」を、「除く。」の下に「以下この条において同じ。」を加える。 第三十八条中「日欧協定第七条若しくは第九条1(c)」を「相互承認協定」に、「日欧合同委員会がこれらの規定に規定する合同検証を行うことを決定し、又は日シ協定第五十一条若しくは第五十三条1(c)の規定により日シ合同委員会がこれらの規定に規定する合同検証を行うことを決定した」を「合同委員会(相互承認協定に規定する合同委員会をいう。以下この条において同じ。が合同検証(相互承認協定に規定する合同検証をいう。))を行うことを決定した」に、「日欧合同委員会の指定する欧州共同体の職員又は日シ合同委員会の指定するシンガポール共和国」を「相互承認協定の規定により合同委員会が指定する外国」に改める。 第四十三条中「主務大臣」の下に「(次条第一項の	規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十三条の二第十項中「第三十八条の二十六(外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六(外国取扱業者に適用される場合を除く。」、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六(外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第三十五条中「に係る特定電気用品」の下に「同法第二項第二項に規定する特定電気用品をいい、」を、「除く。」の下に「以下この条において同じ。」を加える。 第三十八条中「日欧協定第七条若しくは第九条1(c)」を「相互承認協定」に、「日欧合同委員会がこれらの規定に規定する合同検証を行うことを決定し、又は日シ協定第五十一条若しくは第五十三条1(c)の規定により日シ合同委員会がこれらの規定に規定する合同検証を行うことを決定した」を「合同委員会(相互承認協定に規定する合同委員会をいう。以下この条において同じ。が合同検証(相互承認協定に規定する合同検証をいう。))を行うことを決定した」に、「日欧合同委員会の指定する欧州共同体の職員又は日シ合同委員会の指定するシンガポール共和国」を「相互承認協定の規定により合同委員会が指定する外国」に改める。 第四十三条中「主務大臣」の下に「(次条第一項の
規定により総務大臣が主務大臣となる場合に限る。」を加え、「(第一号及び第六号に係るものに限る。))を削る。 第四十四条第一項中「次のとおり」を「政令で定めるところにより、総務大臣又は経済産業大臣」に改め、各号を削り、同条第二項第一号中「第四章第二節又は第三節」を「前章第二節又は第三節」に、「欧州共同体又はシンガポール共和国」を「外国」に改め、同項第二号中「第四章第四節」を「前章第四節」に、「欧州共同体又はシンガポール共和国」を「外国」に改め、同条第三項中「第一項に定める」を「第一項に規定する政令で定める」に改める。 第四十七条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第十二条第二項の規定に違反した者に改め、各号を削る。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に存する端末機器(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十三条第一項に規定する端末機器をいう。以下この条において同じ。))であつて、この法律による改正前の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(以下「旧法」という。))第三十一条第一項第一号に掲げるもの(旧法第三十二条第一項の規定により表示が付されてい	規定により総務大臣が主務大臣となる場合に限る。」を加え、「(第一号及び第六号に係るものに限る。))を削る。 第四十四条第一項中「次のとおり」を「政令で定めるところにより、総務大臣又は経済産業大臣」に改め、各号を削り、同条第二項第一号中「第四章第二節又は第三節」を「前章第二節又は第三節」に、「欧州共同体又はシンガポール共和国」を「外国」に改め、同項第二号中「第四章第四節」を「前章第四節」に、「欧州共同体又はシンガポール共和国」を「外国」に改め、同条第三項中「第一項に定める」を「第一項に規定する政令で定める」に改める。 第四十七条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第十二条第二項の規定に違反した者に改め、各号を削る。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に存する端末機器(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十三条第一項に規定する端末機器をいう。以下この条において同じ。))であつて、この法律による改正前の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(以下「旧法」という。))第三十一条第一項第一号に掲げるもの(旧法第三十二条第一項の規定により表示が付されてい
ないものとみなされたものを除く。))は、電気通信事業法第五十三条第二項の規定により表示が付されている端末機器とみなす。この場合において、同法第五十四条(同法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定は、適用しない。 2 この法律の施行の際現に存する端末機器であつて、旧法第三十一条第一項第一号に規定する認定がされ、かつ、同号の表示が付されていないものに係る当該認定は、この法律による改正後の特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(以下「新法」という。))第三十一条第一項の登録外国適合性評価機関がした技術基準適合認定を受けた者とみなす。 3 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項第一号に規定する認定を受けた者は、新法第三十一条第一項の登録外国適合性評価機関による技術基準適合認定を受けた者とみなす。 4 この法律の施行の際現に存する端末機器であつて、旧法第三十一条第一項第二号に掲げる端末機器(旧法第三十二条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。))は、電気通信事業法第五十八条の規定により表示が付されている端末機器とみなす。この場合において、同法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される同法第六十一条において準用する同法第五十四条の規定は、適用しない。 5 この法律の施行前にされた旧法第三十一条第一項第二号に規定する認証は、新法第三十一条第二項の登録外国適合性評価機関がした設計認	ないものとみなされたものを除く。))は、電気通信事業法第五十三条第二項の規定により表示が付されている端末機器とみなす。この場合において、同法第五十四条(同法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定は、適用しない。 2 この法律の施行の際現に存する端末機器であつて、旧法第三十一条第一項第一号に規定する認定がされ、かつ、同号の表示が付されていないものに係る当該認定は、この法律による改正後の特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(以下「新法」という。))第三十一条第一項の登録外国適合性評価機関がした技術基準適合認定を受けた者とみなす。 3 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項第一号に規定する認定を受けた者は、新法第三十一条第一項の登録外国適合性評価機関による技術基準適合認定を受けた者とみなす。 4 この法律の施行の際現に存する端末機器であつて、旧法第三十一条第一項第二号に掲げる端末機器(旧法第三十二条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。))は、電気通信事業法第五十八条の規定により表示が付されている端末機器とみなす。この場合において、同法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される同法第六十一条において準用する同法第五十四条の規定は、適用しない。 5 この法律の施行前にされた旧法第三十一条第一項第二号に規定する認証は、新法第三十一条第二項の登録外国適合性評価機関がした設計認
証とみなす。 6 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項第二号に規定する認証を受けた者は、新法第三十一条第二項の登録外国適合性評価機関による設計認証を受けた者とみなす。 第三条 この法律の施行の際現に存する特定無線設備(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三十八条の二第二項に規定する特定無線設備をいう。以下この条において同じ。))であつて、旧法第三十三条第一項第一号に掲げるもの(旧法第三十四条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。))は、電波法第三十八条の七第一項の規定により表示が付されている特定無線設備とみなす。この場合において、同法第三十八条の二十二第一項(同法第三十八条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定は、適用しない。 2 この法律の施行の際現に存する特定無線設備であつて、旧法第三十三条第一項第一号に規定する証明がされ、かつ、同号の表示が付されていないものに係る当該証明は、新法第三十三条第一項の登録外国適合性評価機関がした技術基準適合証明とみなす。 3 この法律の施行前に旧法第三十三条第一項第一号に規定する証明を受けた者は、新法第三十三条第一項の登録外国適合性評価機関による技術基準適合証明を受けた者とみなす。 4 この法律の施行の際現に存する特定無線設備であつて、旧法第三十三条第一項第二号に掲げる特定無線設備(旧法第三十四条第一項の規定	証とみなす。 6 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項第二号に規定する認証を受けた者は、新法第三十一条第二項の登録外国適合性評価機関による設計認証を受けた者とみなす。 第三条 この法律の施行の際現に存する特定無線設備(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三十八条の二第二項に規定する特定無線設備をいう。以下この条において同じ。))であつて、旧法第三十三条第一項第一号に掲げるもの(旧法第三十四条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。))は、電波法第三十八条の七第一項の規定により表示が付されている特定無線設備とみなす。この場合において、同法第三十八条の二十二第一項(同法第三十八条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定は、適用しない。 2 この法律の施行の際現に存する特定無線設備であつて、旧法第三十三条第一項第一号に規定する証明がされ、かつ、同号の表示が付されていないものに係る当該証明は、新法第三十三条第一項の登録外国適合性評価機関がした技術基準適合証明とみなす。 3 この法律の施行前に旧法第三十三条第一項第一号に規定する証明を受けた者は、新法第三十三条第一項の登録外国適合性評価機関による技術基準適合証明を受けた者とみなす。 4 この法律の施行の際現に存する特定無線設備であつて、旧法第三十三条第一項第二号に掲げる特定無線設備(旧法第三十四条第一項の規定

により表示が付されていないものとみなされたものを除く。は、電波法第三十八条の二十六の規定により表示が付されている特定無線設備とみなす。この場合において、同法第三十八条の三十第二項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条の二十九において準用する同法第三十八条の二十二第一項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にされた旧法第三十三条第一項第二号に規定する認証は、新法第三十三条第二項の登録外国適合性評価機関がした工事設計認証とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第三十三条第一項第二号に規定する認証を受けた者は、新法第三十三条第二項の登録外国適合性評価機関による工事設計認証を受けた者とみなす。

(旧法による処分及び手続)

第四条 前二条に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「特定機器に係

る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」を「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に改める。

一 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一百七号

二 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)第十一条第二項第九号

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月十七日

内閣委員長 藤原 正司

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通安全と円滑を図るため、飲酒運転を行つた者等に対する罰則の強化及び運転免許を取り消された場合における運転免許を受けることができない期間の延長、七十五歳以上の運転者に対する認知機能検査制度の導入、後部座席に係る座席ベルトの装着の義務付け等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、飲酒運転等の悪質・危険運転の根絶に向け、本法をはじめとする関係法令の適正かつ厳格な適用に努めるとともに、国、地方公共団体等が一体となつて、飲酒運転等に対する国民の一層の意識改革が図られるようにすること。

二、アルコールを検知するとエンジンがかからなくなる「インターロック装置」等の技術開発の促進、自動車運転代行業の更なる利用のための環境整備を行うなど、飲酒運転を防止するための総合的な対策を講ずること。

三、七十五歳以上の高齢運転者及び聴覚障害者が普通自動車運転する際の標識の表示義務については、本法施行後の事故実態等を分析し、関係者の意見を十分聴取しつつその在り方に検討を加え、必要に応じ見直しを行うこと。

四、聴覚障害者に対する普通自動車免許の付与についての施行状況を見ながら、運転免許の付与条件の妥当性について引き続き検討を行うとともに、原動機付き自転車等、運転することができず自動車の種類の拡大について調査・検討を行うこと。検討に当たっては、諸外国の状況に配慮するとともに、聴覚障害者団体との意見交換を実施すること。

五、自転車による交通事故の減少に向け、本法の的確な実施を確保するとともに、都市空間における自動車、自転車及び歩行者の各交通主体が円滑な通行を行うことができるよう、関係省庁等が密接な連携を図り、自転車の走行空間の早期整備に努めること。

六、自転車の車道通行の原則及び自転車利用者のルールについて国民各層に周知徹底するため、適時適切な広報活動を行うとともに、学校、地域社会等において十分な教育、啓発を行うことができるよう環境整備を行うこと。また、交通の教則における自転車の通行ルールに関する記載を充実するとともに、地域交通安全活動推進委員に対して自転車の通行方法についての講習を実施すること。

七、後部座席のシートベルトの着用についてはその効果に関する積極的な広報活動に努め、国民の理解を得るとともに、後部座席におけるシートベルトの着用率が低迷している背景を十分に分析し、締めやすいシートベルトへの改善を促進する等、着用率向上のための有効な施策を講ずること。

八、本法に係る政令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、国民への周知徹底を積極的に行うこと。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十九年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三條の九」を「第六十三條の十」に、「第七十一條の五」を「第七十一條の六」に改める。

第二條第一項第三号の二中「第四十八條の四第一項」を「第四十八條の四」に改める。

第十條に次の一項を加える。

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三條の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分でできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

第十五條中「第十條」を「第十條第一項若しくは第二項」に改める。

第四十四條の付記及び第四十五條の付記中「第一百十九條の三第一項第一号」を「第一百十九條の二第一項第一号」に、「第一百十九條の四第一項第一号」を「第一百十九條の三第一項第一号」に改める。

第四十七條の付記中「第一百十九條の四第一項第四号」を「第一百十九條の三第一項第四号」に、「第一百十九條の三第一項第二号」を「第一百十九條の二第一項第二号」に改める。

第四十八條の付記中「第一百十九條の三第一項第一号」を「第一百十九條の二第一項第一号」に、「第一百十九條の四第一項第一号」を「第一百十九條の三第一項第一号」に改める。

第四十九條第一項中「同じ。」の下に「又はパーキング・チケット(内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定

める事項を表示するものをいう。以下同じ。)を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。))を加え、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「第二項の」を削り、同項を同條第三項とする。

第四十九條の二第二項及び第四項中「同條第二項」を「同項」に改め、同條の付記中「第一百十九條の四第一項第一号」を「第一百十九條の三第一項第一号」に、「第一百十九條の三第一項第一号」を「第一百十九條の二第一項第一号」に、「第一百十九條の四第一項第三号」を「第一百十九條の三第一項第三号」に改める。

第四十九條の四第二項中「同條第二項の」を削る。

第五十一條第一項中「第四十九條第二項」を「第四十九條第一項」に改め、「及び第五十一條の三」を削り、同條第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十項中「前三項」を「第十一項中「第七項から前項まで」に、「及び前項」を「及び前二項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十四項」を「第十五項」に、「から第十項」を「から第十一項」に、「第九項又は第十項」を「又は第九項から第十一項まで」に、「第五十一條の三」を「第五十一條の二の二」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同條第二十二項とし、同條第二十項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同條第二十一項とし、同條第十九項中「六月」を「三月」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同條第二十項とし、同條第十八項を第十九項とし、

第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、同條第十四項中「第十項」を「第十一項」に、「第五十一條の三」を「第五十一條の二の二」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同條第十項中「前三項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第九項の次に次の一項を加える。

10 警察署長は、前項の規定による公示をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五十一條の二の次に次の一條を加える。

(報告徴収等)

第五十一條の二の二 警察署長は、第五十一條の規定の施行のため必要があるときは、同條第六項の規定により保管した車両の使用中等その他の関係者又は同條第二十二項において準用する同條第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察署長は、第五十一條の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第五十一條の三を次のように改める。

(車両移動保管関係事務の委託)
第五十一條の三 警察署長は、第五十一條第五項及び第六項(同條第二十二項において準用する

場合を含む。)の規定による車両(積載物を含む。以下この項において同じ。)の移動及び保管に関する事務(当該車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、同條第十六項の規定による命令、滞納処分その他の政令で定めるものを除く。)の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により警察署長から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則) 第二項については第一百十七條の四第一号)

第五十一條の五の付記中「第一百十九條の四第一項第五号」を「第一百十九條の三第一項第五号」に改める。

第五十一條の八第三項第二号口中「第一百十九條の三第一項第三号」を「第一百十九條の二第一項第三号」に改める。

第五十一條の十二第七項中「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五号」を加える。

第六十三條の四第一項を次のように改める。

普通自転車は、次に掲げるときは、第十七條第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児そ

他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第六十三条の四第二項中「通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を」普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができ。

第三章第十三節中第六十三条の九の次に次の一条を加える。

（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

第六十三条の十 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第六十四条中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第六十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

第六十五条に次の一項を加える。

4 何人も、車両（トロリーバス及び道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百七条の二の二第四号及び第百七条の三の二第二号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

第六十五条の付記を次のように改める。

（罰則 第一項については第百七条の二第一号、第百七条の二の二第一号、第二項については第百七条の二第二号、第百七条の二の二第三号、第三項については第百七条の二第二号、第四項については第百七条の二の二第二号、第百七条の三の二第二号）

第六十六条の付記を次のように改める。
（罰則 第百七条の二第三号、第百七条の二の二第五号）

第六十七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三

項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律（第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで並びに第八十五条第五項及び第六項を除く。）若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊（以下「交通事故」という。）を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

第六十七条の付記中「第二項」を「第三項」に、「第百七条の二」を「第百八条の二」に改める。

第七十一条第五号の四中「第三項までに」を「第三項まで若しくは第七十一条の六第一項若しくは第二項に」、「第三項まで又は」を「第三項まで、第七十一条の六第一項若しくは第二項又は」に改める。

第七十一条の三第二項本文中「の横」を「以外」に、「この条」を「この項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十一条の四の付記中「第百九条の四第一項第六号」を「第百九条の三第一項第六号」に改める。

第七十一条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初心運転者標識等の表示義務）」を付し、同条第三項を削り、同条第二項中「第八十四

条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許」を「普通自動車対応免許」に改め、「七十歳以上」の下に「七十五歳未満」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができる免許（以下この条及び次条において「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

第七十一条の五の付記中「第一項」を「第一項及び第二項」に改める。

第四章第一節中第七十一条の五の次に次の一条を加える。

第七十一条の六 普通自動車対応免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

2 普通自動車対応免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。

(罰則) 第一項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項)

第七十二条第一項中「車両等の交通による人の死傷又は物の損壊(以下「交通事故」という。))」を「交通事故」に、「当該車両等の運転者その他の」を「当該交通事故に係る車両等の運転者その他の」に改め、同条の付記中については第百七十七条の下に「第一項、同条第二項を加える。」

第七十二条の二第三項中「第二十項まで」を「第二十一項まで並びに第五十一条の二の二」に、「同条第七項」を「第五十一条第七項」に改め、「この条の下に」及び「第五十一条の二の二」を加え、「同条第十項中「前三項」を「同条第十一項中「第七項から前項まで」に、「及び前項」と、同条第十一項を「及び前二項」と、同条第十二項に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、「対する」との下に、「第五十一条の二の二」

第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」とを加える。

第七十四条の三第一項中「道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業」を「貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業」に改める。

第七十五条第一項第一号中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三十三条第三項」を「第百三十三条第四項」に、「第百三十三条の四第五号」を「第百三十三条の四第六号」に、「第百三十三条の二第四号、第百三十三条の二の二第六号」に、「第百三十三条の二第三号、第百三十三条の四第七号」を「第百三十三条の二第五号、第百三十三条の二の二第七号」に、「第百三十三条の三第一項第三号」を「第百三十三条の二第一項第三号」に改める。

第七十五条の八第二項中「及び第五十一条」を「第五十一条及び第五十一条の二の二」に、「同条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条の付記中「第百三十九条の三第一項第二号、第百三十九条の四第一項第四号」を「第百三十九条の二第一項第二号、第百三十九条の三第一項第四号」に改める。

第八十五条第十項中「道路運送法第二十三条第三項に規定する旅客自動車運送事業以下「旅客自動車運送事業」という。))」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十八条第一項第二号中「同条第七項」を「同条第九項」に、「又は同条第四項」を「若しくは同条第二項の規定による免許の拒否をされた日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を經過していない者又は同条第五項に改め、「停止されている者」の下に「若しくは同条第六項の規定により免許を取り消された日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を經過していない者」を加え、同項第三号中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第一項第四号に該当すること」を理由とするものを除く」を「同条第一項(第四号を除く)に係るものに限る」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「除いた期間」を

「除いた期間。以下この号において同じ。))」を經過していない者若しくは第百三十三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第四項の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。))をされた日から起算して同条第八項の規定により指定された期間に、「これらの規定若しくは」を「同条第一項若しくは第四項」に、「第百三十三条第三項」を「第百三十三条第四項」に改め、同項第四号中「同条第八項」を「若しくは第二項、同条第九項」に、「第百三十三条第三項又は第百七条の五第九項」を「第百三十三条第四項又は第百七条の五第十項」に改める。

第九十条第一項ただし書中「第九項」を「第十二項」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十六条に規定する認知症第百三十三条第一項第一号の二において単に「認知症」というのである者

第九十条第一項第三号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第四号中「違反した者」を「違反する行為(次項第一号から第四号までに規定する行為を除く。))をした者」に改め、同項第六号中「いう。))」の下に「次項第五号に規定する行為以外のもの」を加え、同項第七号中「第百三十三条第三項」を「第百三十三条第六項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第四項」に、「第十項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「又は第二号」を「から第二号までのいずれかに改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に、「又は」を「若しくは」

に改め、「受けた時」の下に「又は第六項の規定により免許を取り消された時」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 公安委員会は、第二項の規定により免許の拒否をし、又は第六項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

第九十条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分について」を「第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は前二項の規定による処分について、それぞれ」に、「第二項中「前項ただし書」を「第三項中「第一項ただし書」に、「第四項」を「第五項」に、「前項第四号」と、第三項を「第一項第四号」と、第四項に改め、「次項」との下に、「第二項」とあるのは「第六項」とを加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 公安委員会は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その者の免許を取り消すことができる。

第九十条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は第二項の規定により免許を拒否しようとするとき」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第九十条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分について」を「第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は前二項の規定による処分について、それぞれ」に、「第二項中「前項ただし書」を「第三項中「第一項ただし書」に、「第四項」を「第五項」に、「前項第四号」と、第三項を「第一項第四号」と、第四項に改め、「次項」との下に、「第二項」とあるのは「第六項」とを加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 公安委員会は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その者の免許を取り消すことができる。

第九十条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は第二項の規定により免許を拒否しようとするとき」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第九十条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分について」を「第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は前二項の規定による処分について、それぞれ」に、「第二項中「前項ただし書」を「第三項中「第一項ただし書」に、「第四項」を「第五項」に、「前項第四号」と、第三項を「第一項第四号」と、第四項に改め、「次項」との下に、「第二項」とあるのは「第六項」とを加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会
は、次の各号のいずれかに該当する者について
は、政令で定める基準に従い、免許を与えない
ことができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は
建造物を損壊させる行為で故意によるものを
した者

二 自動車等の運転に關し刑法第二百八条の二
の罪に当たる行為をした者

三 自動車等の運転に關し第一百七十七条の二第
一
号又は第三号の違反行為をした者(前二号の
いずれかに該当する者を除く。)

四 自動車等の運転に關し第一百七十七条の違反行
為をした者

五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第
二百八条の二の罪に当たるものをした者

第九十五条第二項中「第六十七条第一項」の下に
「又は第二項」を加える。

第九十六条第六項中「第九十条第四項」を「第九
十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第
四項」に、「第三百三条第三項」を「第三百三条第四項」
に改める。

第九十六条の三中「第九十条第一項ただし書」の
下に「若しくは第二項」を加え、「同条第四項」を
「同条第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三
項」を「第二項若しくは第四項」に改め、「取消し
又は第七百七条の五第一項」の下に「若しくは第二
項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第
百三条第三項」を「第三百三条第四項」に改める。
第九十七条の二第一項第三号中「次に定める」の
下に「検査及び」を加え、同号口中「イに掲げる」を

「イ及びロに掲げる」に改め、同号ロを同号ハと
し、同号イ中「以上の者」の下に「イに掲げる者を
除く。」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイ
として次のように加える。

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請
書を提出した日における年齢が七十五歳以
上の者 公安委員会が内閣府令で定めると
ころにより行う介護保険法第八十六条第六項
に規定する記憶機能及びその他の認知機能
(以下単に「認知機能」という。)に關する検
査(以下「認知機能検査」という。)及び当該
認知機能検査の結果に基づいて行う第百八
条の二第二項第十二号に掲げる講習

第九十七条の二第二項中「外国の行政庁」を「本
邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のあ
る機関」に改める。

第九十九条の二第四項第二号ハ及び二中「第百
十七条の四第八号」を「第一百七十七条の四第四号」に
改める。

第一百一条の三第一項本文中「次条第一項」の下に
「及び第二項」を加え、同項ただし書中「及び」の下
に「第二項、第二百二条第二項並びに」を加え、「三
月」を「六月」に改める。

第一百一条の四第一項中「三月」を「六月」に改め、
同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受
けようとする者で更新期間が満了する日におけ
る年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満
了する日前六月以内にその者の住所を管轄す
る公安委員会が行つた認知機能検査を受けてい
なければならぬ。この場合において、公安委

員会は、その者に対する同項の講習を当該認知
機能検査の結果に基づいて行うものとする。
第一百一条の四に次の一項を加える。

3 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、
当該各号に定める事項を記載した書面を送付す
るものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了
する日における年齢が七十歳以上七十五歳未
満のもの 免許証の更新を受けようとする
ときは更新期間が満了する日前六月以内に第
一項の規定により講習を受けていなければなら
ない旨、当該講習を受けることができる日時
及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な
実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了
する日における年齢が七十五歳以上のもの
前号に定める事項並びに免許証の更新を受け
ようとするときは更新期間が満了する日前六
月以内に前項の規定により認知機能検査を受
けていなければならない旨、当該認知機能検
査を受けることができる日時及び場所その他
当該認知機能検査に係る事務の円滑な実施を
図るため必要な事項

第二百二条第五項中「及び第二項」を「から第五項
まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四
項に次のただし書を加える。

ただし、第一項から第四項までの規定による
適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知さ
れた期日までに内閣府令で定める要件を満たす
医師の診断書を提出した場合は、この限りでな
い。

第二百二条第四項を同条第七項とし、同条第三項
中「前二項」を第一項から前項までに改め、同項
を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一
項から前項まで」に改め、同項を同条第五項と
し、同条第一項中「公安委員会」を「前三項に定め
るもののほか、公安委員会に」、「若しくは第二
号」を「から第二号までのいずれか」に改め、同項
を同条第四項とし、同条に第一項から第三項まで
として次の三項を加える。

公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号
の規定により認知機能検査を受けた者で当該認
知機能検査の結果が認知機能に關し内閣府令で
定める基準に該当するもの(以下この条におい
て「基準該当者」という。)が第八十九条第一項の
免許申請書を提出した場合において、その者が
当該免許申請書を提出した日の一年前の日(そ
の日以後に次の表の上欄に掲げる場合に該当す
ることとなつたときは、それぞれ同表の下欄に
掲げる日)から当該免許申請書を提出した日の
前日までの間に、自動車等の運転に關しこの法
律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定
又はこの法律の規定に基づく処分違反する行
為のうち認知機能が低下した場合に行われやす
いものとして政令で定める行為(以下この条に
おいて「基準行為」という。)をしていた者である
ときは、その者が当該認知機能検査を受けた日
以後に同表の上欄に掲げる場合に該当すること
となつたときを除き、その者が第九十条第一項
第一号の二に該当する者であるかどうかにつ
き、臨時に適性検査を行うものとする。

一 この条(第五項を除く。)の規定による適性検査(第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。)を受けたとき。	当該適性検査を受けた日の翌日
二 第七項ただし書の規定により診断書(その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。)を提出したとき。	当該診断書を提出した日の翌日
三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。	当該認知機能検査を受けた日の翌日

2 公安委員会は、前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるものが第百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第百一条第二項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、その者が当該免許証に係る更新期間が満了する日の一年前の日(その日以後に前項の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日)から当該更新申請書を提出し、又は当該免許証の更新の申請をした日の前日までの間に、基準行為をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。 3 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの(第一項に規定する者に該当する者を除く。)が第百八十九条第一項の免許申請書を提出して免許を受けた場合において、当該免許を受けた日以後に基準行為をしたとき又は前	条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの(前項に規定する者に該当する者を除く。)が第百一条第一項の更新申請書を提出し、若しくは第百一条第二項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、当該更新申請書を提出し、若しくは当該免許証の更新の申請をした日以後に基準行為をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。 一 その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたとき。 二 その者が当該基準行為をした日以後に、第百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第百一条第二項の規定による免許証の更新の申請をしたとき。 第百三条第一項第一号の二(「介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項に規定する」を削り、同項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第五号中「とき」の下に「(次項第一号	から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。)」を加え、同項第七号中「とき」の下に「(次項第五号に該当する場合を除く。)」を加え、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は第三項」を「第二項又は第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。 8 公安委員会は、第二項各号のいずれかに該当することを理由として同項又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。 第百三条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「ものとし」の下に「その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」を加え、「同項の規定を」第一項又は第二項の規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「する場合」の下に「又は前項の規定により免許を取り消す」とする場合を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。 一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は	建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。 二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。 三 自動車等の運転に関し第百七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。) 四 自動車等の運転に関し第百七条の違反行為をしたとき。 五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるものをしたとき。 第百三条の二第一項第二号中「第一号の二」を「第三号」に改め、同項第三号中「第百七条の四第三号若しくは第四号」を「第百七条の二の二第一号若しくは第五号」に改め、同条第五項中「前条第二項(同条第四項)」を「前条第三項(同条第五項)」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「第二項又は第四項」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改める。 第百四条第一項中「又は免許」を「若しくは免許」に改め、「とするとき」の下に「第百三条第二項第一号から第四号までのいずれかの規定により免許を取り消そうとするとき」を加え、「同条第二項(同条第四項)」を「同条第三項(同条第五項)」に改め、「同条第一項第五号」の下に「又は第二項第一号から第四号までのいずれかを」を加え、同条第四項中「又は第三項」を「若しくは第四項」に、「取消し又は」を「取消し若しくは」に改め、「限る。」の下に「又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。)」を加える。 第百四条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改
---	---	---	--

め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に、「同条第一項第五号に係るものを除く」を「同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号に係るものに限る）に改める。

第百四条の二の第三第一項中「第百二条第三項を「第百二条第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第百三条第二項、第三項及び第七項」を「第百三条第三項、第四項及び第九項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、「第百四条の二の第三第一項」との下に、「停止することができるとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合においては、その者の免許を取り消すことができるもの」としとあるのは「停止することができるとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」とを加え、「同条第七項」を「同条第九項」に、「又は第三項」を、「第二項又は第四項」に、「準用する第三項」を「準用する第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同条第六項中「第百三条第二項」を「第百三条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第百四条の三第一項中「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第百六条中「第四項、第七項若しくは第九項を「第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項」に、「第三項、第六項若しくは第八項」を「第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、「第九十号第六項若しくは第百三条第五項」を「第九十号第八項若しくは第百三条第六項」に改め、「」をしたときの下に、「認知機能検査を受けたときを加える。

第百六条の二第二項中「除く。」の下に「又は第二項各号」を加え、同条第二項中「第百二条第三項」を「第百二条第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第百七条第三項中「第九十号第四項」を「第九十号第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第百七条の二中「関する外国」を「関する本邦の域外にある国若しくは地域」に改め、「いない国」及び「いる国」の下に「又は地域」を、「行政庁」の下に「若しくは権限のある機関」を加える。

第百七条の五第一項第二号中「違反したときの下に（次項各号のいずれかに該当する場合を除く。）」を加え、同条第十項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第百七条の五第八項」を「第百七条の五第九項」に改め、「及び第七項」を削り、「又は第三項」を、「第二項又は第四項」に改め、「第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「前条第三項の規定」を「前条第四項の規定」と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は

は同条第九項において準用する前条第四項の規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第百三条第二項から第四項まで及び第七項」を「第百三条第三項から第五項まで及び第九項」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「停止することができるとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」を、「範囲内で期間を定め（「の下に、その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定め」）を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「第二項」を「第三項」に、「第百三条第八項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項の規定により、」を「第一項若しくは第二項の規定により、」に、「第八項」を「第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第二号に該当して同項」を「第一項第二号又は第二項各号に該当してこれら」に、「及び第八項」を「及び第九項」に、「第百三条第二項（同条第四項）を「第百三条第三項（同条第五項）に改め、「（第一項第二号）の下に「及び第二項各号」を加え、「第百三条第二項」を「第百三条第三項」の

に、「又は第三項」を「若しくは第四項」に、「取消し又は」を「取消し若しくは」に改め、「同条第一項第五号に係るものに限る。」の下に「又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）」を、「第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、「第百七条の五第一項第二号」の下に「及び第二項各号」を加え、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第一項第五号に係るものを除く」を「同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。」若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号に係るものに限る）に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第百三条第八項」を「第百三条第十項」に、「前項の規定又は第八項」を「第一項の規定又は第九項」に、「第百三条第三項」を「同条第四項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

官 報 (号 外)

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。

三 自動車等の運転に関し第百七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四 自動車等の運転に関し第百七条の違反行為をしたとき。

第百七条の五の付記中「第四項、第六項及び第九項を第五項、第七項及び第十項に改める。」

第百七条の六中「前条第一項の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「第百三条第八項」を「第百三条第十項」に、「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

第百七条の七第一項中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第百八条の付記中「第百七条の五第三号」を「第百七条の四第一号」に改める。

第百八条の二第一項第二号中「第九十条第一項ただし書」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に改め、「取消し又は第百七条の五第一項の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項第三号中「同条第四項」を「同条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同条に次の一項及び付記を加える。

4 前項の規定により第一項第十二号に掲げる講習第九十七条の二第二項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)の実施の委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則 第四項については第百七条の四第一号)

第百八条の四第三項第一号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第百八条の二十六第一項第四号中「ついでにの啓発活動」の下に「自転車等の適正な通行についての啓発活動」を加え、同条第二項中「提供」の下に「職員の研修に係る協力」を加える。

第百八条の二十九第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

第百八条の三十二第二項第六号中「平成元年法律第八十三号」を削る。

第百八条の三十三中「規定は」の下に「第六十七條第二項」を加える。

第百九条の三の付記中「第百九条の四第一項第七号」を「第百九条の三第一項第七号」に、「第百九条の四第一項第八号」を「第百九条の三第一項第八号」に改める。

第百十條の二第三項中「第六十三條の四第一項」を「第六十三條の四第一項第一号」に改める。

第百十二條第一項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料

第百十三條の二中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「並びに同条第七項」を「同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項に、「又は第三項」を「又は第四項」に改め、「同条第一項第五号に係るものに限る。」の下に「同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。)」を加え、「同条第六項」を「並びに同条第七項又は第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、「第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。」の下に「及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止(第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。)」を加える。

第百十三條の三中「行政不服審査法」の下に「昭和三十一年法律第六十号」を加える。

第百十四條の五の付記中「第百十八條の二」を「第百十八條の三」に改める。

第百十七條中「この条を」の項に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の人の死傷が当該運転者の運転に起因するものであるときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十七條の二中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第一号の二」を「第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号の二を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十五條(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酒に酔つた状態で当該車両等を運転した場合に限る。)

第百十七條の二の次に次の一条を加える。

第百十七條の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五條(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

二 第六十五條(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものと

し、前条第二号に該当する場合を除く。)

三 第六十五條(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒に酔つた状態で車両等を運転した場合に限る。)

四 第六十五條(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(その者が当該同乗した車両の運転者が酒に酔つた状態にあることを知りながら同項の規定に違反した場合であつて、当該運転者が酒に酔つた状態で当該車両を運転したときに限る。)

五 第六十六條(過労運転等の禁止)の規定に違反

—

十一條の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十一條の十二に改める部分を除く。、第百十七條の五第三号の改正規定(第百八條(免許関係事務の委託)第二項、)を削る部分に限る。及び第百二十一條第一項第九号の改正規定並びに附則第四條から第六條まで及び第十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(保管車両等に関する経過措置)

第二條 前條第一号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)(第五十一條第六項(同條第二十一項及び旧法第七十五條の八第二項において準用する場合を含む。))又は旧法第七十二條の二第二項後段の規定により保管されている車両、積載物又は損壊物等(旧法第五十一條第十一項(同條第二十一項並びに旧法第七十二條の二第三項及び第七十五條の八第二項において準用する場合を含む。))の規定によりこれらを売却した場合におけるその代金を含む。については、この法律による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)(第五十一條第十項及び第二十項(同條第二十二項並びに新法第七十二條の二第三項及び第七十五條の八第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五十一條の三第一項に規定する指定車両移動保管機関(以下この条において単に「指定車両移動保管機関」という。)(が同項の規定により保管している車両又は積載物(旧法第五十一條の三第十項において準用する旧法第五十一條第十一項(同條第二十一項において準用する

る場合を含む。))の規定によりこれらを売却した場合におけるその代金を含む。))に係る旧法第五十一條の三第一項に規定する車両移動保管事務(以下この条において単に「車両移動保管事務」という。))については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、附則第一條第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行った車両移動保管事務に係る旧法第五十一條の三第八項に規定する負担金等の納付、督促、徴収及び滞納処分並びに当該負担金等の請求権の消滅時効については、なお従前の例による。

3 第一項に定めるもののほか、附則第一條第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行った車両移動保管事務に係る処分に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求については、なお従前の例による。

4 指定車両移動保管機関の役員又は職員であつた者に係る車両移動保管事務(第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。))に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

(免許等に関する経過措置)
第四條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)(前に旧法第九十條第一項ただし書の規定による運転免許(以下「免許」という。))の拒否若しくは保留の基準、同條第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止の基準又は旧法第三十三條第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し若しくは

効力の停止の基準に該当したことを理由とする免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる免許の拒否又は取消しを受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例による。

3 第二号施行日前に旧法第七十五條の五第一項の規定又は同條第八項において準用する旧法第三十三條第三項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なお従前の例による。

第五條 新法第九十七條の二第一項第三号イの規定は、第二号施行日から起算して六月を経過した日の翌日以後に免許が失効した者について適用する。

2 新法第一條の四第二項の規定は、新法第一條第一項の更新期間が満了する日(新法第一條の二第一項の規定による免許証の更新を申請しようとする者にあつては、当該申請をする日)が第二号施行日から起算して六月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

第六條 旧法第三十三條第三項の規定により通知を受けた者は、新法第三十三條第六項の規定により通知を受けた者とみなす。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)
第七條 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正

する。

第七條第二号中「第一号の二」を「第三号」に改め、同條第三号中「第百十七條の四第三号若しくは第四号」を「第百十七條の二の二第一号若しくは第五号」に改める。

(自動車安全運転センター法の一部改正)

第八條 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「第七十二條第一項」を「第六十七條第二項」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第九條 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第百十七條の二第二号及び第三号、第百十七條の四第五号から第七号まで」を「第百十七條の二第四号及び第五号、第百十七條の二の二第六号及び第七号、第百十七條の四第三号」に、「第百十九條の三第一項第三号、第百十九條の四第一項第四号」を「第百十九條の二第一項第三号、第百十九條の三第一項第四号」に改め、同項の表第七十五條の付記の項中「第百十九條の三第一項第三号」を「第百十九條の二第一項第三号」に、「第百十九條の四第一項第四号」を「第百十九條の三第一項第四号」に改め、同表第百十七條の二第二号の項中「第百十七條の二第二号」を「第百十七條の二第四号」に改め、同表第百十七條の二第三号の項中「第百十七條の二第三号」を「第百十七條の二第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百十七条の二の二第六号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
第百十七条の二の二第七号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)

第十九条第一項の表第百十七条の四第五号の項中「第百十七条の四第五号」を「第百十七条の四第三号」に改め、同表第百十七条の四第六号の項及び第百十七条の四第七号の項を削り、同表第百十九条の三第一項第三号の項中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改め、同表第百十九条の四第一項第四号の項中「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に改め、同表第百二十三条の項中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に、「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に改め、同条第二項中「第百十七条の二第二号及び第三号、第百十七条の四第五号から第七号まで」を「第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第六号及び第七号、第百十七条の四第三号」に、「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」

号」に改め、同条第四項中「第百十九条の四第一項第四号」を「第百十九条の三第一項第四号」に改める。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
別表道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の項中「第百七条の五第十項」を「第百七条の五第十一項」に改める。
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百七十一条のうち道路交通法第五十一条の三の改正規定を削り、同法第百八条の四第三項第一号の改正規定中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。
(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十三条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

審査報告書

温泉法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月十七日

参議院議長 扇 千景殿
環境委員長 大石 正光

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、温泉の保護及び利用の適正化を図るため、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に対する定期的な温泉成分分析の義務付け、土地の掘削等の許可に付された条件に違反した者に対する許可の取消し等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、大深度掘削泉等新たな形態の温泉が近年広がりつつあるが、一般に国民に浸透している温泉概念とは異なっていることにかんがみ、諸外国の例も参考としつつ、温泉の定義の在り方について検討を行うこと。

二、温泉の成分・ゆう出量が短期間で急激に変化した例等が見られることにかんがみ、急激に変化したことが明らかな温泉に対しては、十年の期間内であっても温泉成分分析を行うことが望ましい旨を周知しその実施を指導すること。また、温泉成分分析を行う登録分析機関の分析能力の確保に努めること。

三、温泉に対する国民の信頼を確保するため、温泉成分等の情報提供に当たっては、効能等に関

する掲示内容や掲示方法等について必要な見直しを行うこと。また、利用者の健康保護の観点から、温泉分析に当たっては、温泉のゆう出場所ではなく、利用者が実際に温泉を利用する場所での分析を検討すること。

四、近年、大深度掘削泉開発が多く行われていることにかんがみ、大深度掘削による温泉資源、地下水、周辺地盤等への影響について調査・研究を行うこと。また、未利用源泉についても、その実態の把握に努めるとともに、温泉資源への影響の程度等に関する調査を行うこと。

五、温泉利用施設からのほう素、ふっ素に係る排水規制については、暫定排水基準を再延長することとしているが、対象となる温泉利用事業者が、対象となる温泉利用事業者が、低廉な除去技術の実用化に向けた取組を加速化させること。

六、温泉の掘削等の許可に関するガイドラインを作成するに当たっては、都道府県が地域特性をいかした対策を十分に行えるよう配慮すること。また、温泉が国民共有の資源であることにかんがみ、利用者、NPO等の意見についても十分に留意すること。

七、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐくむため、我が国を特徴づける文化資源である歴史的な温泉地については、地方自治体と協力して必要な振興策を講ずること。

温泉法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十九年四月十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

温泉法の一部を改正する法律案

温泉法の一部を改正する法律

温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十四条」に、「第十三条」を「第十五条」に、「第三十一条」に、「第二十八条・第二十九条」を「第三十二条・第三十三条」に、「第三十条」を「第三十三条」に、「第三十四条」を「第三十七条」に、「第三十四条」を「第三十九条」に、「第三十八条」を「第四十三条」に改める。
第四条第一項第四号中「第七条第一項第三号」を「第九条第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。」に改め、同条に次の一項を加える。
3 前条第一項の許可には、温泉の保護その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができ。
第三十九条第一号中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二号中「第二十条」を「第二十四条」に改め、同条を第四十三条とす。

第三十八条中「第三十四条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十七条第一号中「第六条第一項、第十四条第三項又は第十六条」を「第八条第一項、第十八条第四項又は第二十号」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第三号中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条第六号中「第二十四条第一項又は第三十一条第一項」を「第二十八条第一項又は第三十五条第一項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第二十四条第一項又は第三十条」を「第二十八条第一項又は第三十四条」に改め、同条を同条第六号とし、同条第二十七号に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は掲示の内容を変更しなかつた者
第三十七号を第四十一条とする。
第三十六号中「第十四条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第四十条とする。
第三十五号第一号中「第七条第二項若しくは第八条」を「第九条第二項若しくは第十条」に、「第九条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十条第一項又は第二十七号第二項」を「第十二条第一項又は第三十一条第二項」に改め、同条第二号中「第十三条第二項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三号及び第四号中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十四条第一項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十三条中「前条第一項」を「この法律」に改め、第五章中同条を第三十七条とする。

第三十二条第一項中「第二十九条第一項(第二十七号第二項)」を「第三十三条第一項(第三十一条第二項)」に、「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十一条第三項中「第二十四条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第三十五条とし、第三十条を第三十四条とする。

第二十九条第一項中「第七条第二項(第九条第二項)」を「第九条第二項(第十一号第二項)」に、「第十条第一項又は第二十七号第二項」を「第十二号第一項又は第三十一条第二項」に改め、同条第二項中「第七条(第九条第二項)」を「第九条(第十一号第二項)」に、「第十号第一項又は第二十七号」を「第十二号第一項又は第三十一条」に改め、第四章中同条を第三十三条とする。

第二十八号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に、「第七条」を「第九条」に、「第九条第一項又は第十号第一項」を「第十一条第一項又は第十二号第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十七号第一項中「第十三条第一項」を「第十五号第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第十五号第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第二十七條第二項中「又は第三号」を、「第三号又は第四号」に改め、第三章中同条を第三十一條とし、第二十六條を第三十條とし、第二十三條から第二十五條までを四條ずつ繰り下げる。

第二十二條中「第十五條」を「第十九條」に改め、同条を第二十六條とする。

第二十一條第一号中「第十五條第一項」を「第十九條第一項」に、「第十六條、第十七條第一項」を「第二十條、第二十一條第一項」に、「第二十三條」を「第二十七條」に改め、同条第二号中「第十五條第三項各号」を「第十九條第三項各号」に改め、同条第三号中「第十五條第四項第一号」を「第十九條第四項第一号」に改め、同条第四号中「第十五條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条を第二十五條とし、第二十條を第二十四條とし、第十九條を第二十三條とする。

第十八條中「第二十一條」を「第二十五條」に改め、同条を第二十二條とし、第十七條を第二十一條とし、第十六條を第二十條とする。

第十五條第四項第二号中「第二十一條(第三号を除く。)」を「第二十五條(第三号に係る部分を除く。)」に改め、同条を第十九條とする。

第十四條第一項中「温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 温泉の成分
- 二 禁忌症
- 三 入浴又は飲用上の注意

四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

第十四條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「しよ」とを「し、又はその内容を変更しよう」とに改め、「ところにより」の下に「、あらかじめ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならぬ。

第十四條を第十八條とする。

第十三條第二項第二号中「第二十七條第一項第三号」を「第三十一條第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)」に改め、同条第四項中「第四條第二項」の下に「及び第三項」を加え、「をしないとき」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「温泉の保護その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

第十三條を第十五條とし、同条の次に次の二条を加える。

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第十六條 前条第一項の許可を受けた者である法

人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。又は分割の場合(当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。))において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四條第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続)

第十七條 第十五條第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知

事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第十五條第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四條第二項及び第十五條第二項(第三号に係る部分を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五條第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

第二章中第十二條を第十四條とする。

第十一條第一項中「第九條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条を第十三條とし、第十條を第十二條とする。

第九條第二項中「から前条までの規定は、」を「第五條、第九條及び前条の規定は」に改め、「ついで」の下に「第六條から第八條までの規定

は同項の増掘又は動力の装置の許可を受けた者について」を加え、「第六條第一項並びに第七條第一項第一号」を「第六條、第七條第一項、第八條第一項並びに第九條第一項第一号」に改め、同条を第十一條とし、第八條を第十條とする。

第七條第一項に次の一号を加える。

四 第三條第一項の許可を受けた者が第四條第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第七条第二項中「又は第三号」を、「第三号又は第四号」に、「公益上」を「温泉の保護その他公益上」に改め、同条を第九条とする。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項(第三号から第五号までに係る部分に限る。)及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(土地の掘削の許可を受けた者の相続)
第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上あ

る場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(温泉成分分析に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第十四条第一項の規定による掲示が、温泉法の一部を改

正する法律(平成十三年法律第七十二号)附則第五條の規定の適用を受けて、旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であつて、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされていた場合においては、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 新法第十八条第三項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であつて、平成二十一年十二月三十一日までに同項の規定に基づき同条第二項の温泉成分分析を受けなければならないこととなるものについては、同日までは、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正) 第五条 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月十七日

法務委員長 山下 栄一

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 自動車運転過失致死傷罪が、自動車の運転上必要な注意を怠る過失行為に基づくものであることにかんがみ、その運用に当たっては、運轉行為の悪質性・危険性や発生した結果の重大性など事案の実態に即した適正な処理が行われるよう努めること。また、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲が拡大されたことにかんがみ、その運用に当たっても同様とすること。
- 二 危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪の構成要件や法定刑の妥当性については、今後の交通事故の実態や科刑状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うとともに、必要があれば速やかに適切な措置を講ずること。
- 三 悪質・危険な運轉行為により死傷事故を起こした者がいわゆる「逃げ得」となるようなことがないよう適正な捜査の遂行に遺憾なきを期するとともに、刑の裁量的免除規定や罰金刑の適用の在り方についても引き続き検討を行い、適切な処理が行われるよう努めること。
- 四 自動車移動や輸送の日常的な手段となつてゐることを踏まえ、交通刑務所等の矯正施設における安全運轉に資する処遇プログラムの更なる充実を図る等、再犯防止策の一層の充実強化に努めること。
- 五 交通事故の被害者等に対しては、その事故発生時、捜査段階を含め、被害者等の心情に適切

な配慮を行うとともに、必要な情報の提供や支援等が適切に受けられるよう、その保護策の一層の充実を図めること。

- 六 自動車事故に係る処罰規定が複雑化していることを踏まえ、本改正の内容の周知徹底や交通安全の啓発活動等の充実強化を図ること。特に、飲酒運転等の悪質・危険な運轉が許されないことについて国民の意識の一層の向上を図り、事故の未然防止に努めること。
- 七 自動車事故の防止には、運轉者の安全意識のみならず、道路交通環境の整備、自動車の構造改善、運轉者の勤務環境の整備、交通安全教育の充実など多面的・総合的に取り組む必要があることにかんがみ、本改正と併せて関係機関等の更なる連携の強化を図り、必要な施策が一層総合的に推進されるよう努めること。

右決議する。

刑法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十九年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百八条の二中「四輪以上の」を削る。

第二百十一条第二項を次のように改める。

- 2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

附則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(刑事訴訟法の一部改正)

- 第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三百十六條の三第三項第二号中「第二百一十一條第一項」を「第二百一十一條」に改める。

(道路交通法の一部改正)

- 第四条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第九十九條の二第四項第二号二及び第九十八條の四第三項第三号中「第二百一十一條第一項」を「第二百一十一條第二項」に改める。

(道路交通法の一部改正に伴う経過措置)

- 第五条 この法律の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運轉に關しこの法律による改正前の刑法第二百一十一條第一項(附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)の罪を犯した者に対する前条の規定による改正後の道路交通法第九十九條の二第四項第二号二及び第九十八條の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第二百一十一條第二項」とあるのは、「第二百一十一條第二項の罪、刑法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)による改正前の刑法第二百一十一條第一項(刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)」とする。

投票者氏名

日程第一 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

一八八名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	泉 信也君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩永 浩美君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大野つや子君

岡田 直樹君	岡田 広君	松田 岩夫君	松村 祥史君	平田 健二君	広田 一君	福島みずほ君	洲上 貞雄君
荻原 健司君	狩野 安君	松村 龍二君	矢野 哲朗君	広中和歌子君	広野ただし君	又市 征治君	亀井 郁夫君
景山俊太郎君	片山虎之助君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	福山 哲郎君	藤末 健三君	長谷川憲正君	荒井 広幸君
神取 忍君	河合 常則君	山谷えり子君	山本 一太君	藤本 祐司君	藤原 正司君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君
木村 仁君	岸 宏一君	山本 順三君	吉田 博美君	前川 清成君	松井 孝治君		
岸 信夫君	北岡 秀二君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	松岡 徹君	松下 新平君		
北川イツセイ君	香掛 哲男君	脇 雅史君	足立 信也君	円 より子君	水岡 俊一君	反対者氏名	○名
国井 正幸君	倉田 寛之君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	日程第二 道路交通法の一部を改正する法律案	
小池 正勝君	小泉 昭男君	伊藤 基隆君	池口 修次君	築瀬 進君	柳澤 光美君	(内閣提出)	
小泉 顕雄君	小林 温君	大塚 直史君	岩本 司君	柳田 稔君	山下八洲夫君	賛成者氏名	一八三名
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	江田 五月君	小川 敏夫君	山根 隆治君	蓮 舫君	阿部 正俊君	愛知 治郎君
佐藤 泰三君	櫻井 新君	尾立 源幸君	大石 正光君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	青木 幹雄君	秋元 司君
清水嘉与子君	椎名 一保君	大久保 勉君	大塚 耕平君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君	浅野 勝人君	泉 信也君
陣内 孝雄君	末松 信介君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	市川 一朗君	岩井 國臣君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	神本美恵子君	木俣 佳丈君	加藤 修一君	風間 昶君	岩永 浩美君	小野 清子君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	草川 昭三君	木庭健太郎君	尾辻 秀久君	大野つや子君
田浦 直君	田中 直紀君	郡司 彰君	小林 正夫君	澤 雄二君	白浜 一良君	岡田 直樹君	岡田 広君
田村 公平君	田村耕太郎君	小林 元君	奥石 東君	高野 博師君	谷合 正明君	荻原 健司君	狩野 安君
伊達 忠一君	竹山 裕君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	遠山 清彦君	西田 実仁君	景山俊太郎君	片山虎之助君
谷川 秀善君	常田 享詳君	櫻井 充君	芝 博一君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	神取 忍君	河合 常則君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	島田智哉子君	下田 敦子君	山口那津男君	山下 栄一君	木村 仁君	岸 宏一君
中川 義雄君	中島 啓雄君	主濱 了君	榛葉賀津也君	山本 香苗君	山本 保君	岸 信夫君	北岡 秀二君
中島 眞人君	中曾根弘文君	鈴木 寛君	田名部匡省君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	北川イツセイ君	香掛 哲男君
中原 爽君	中村 博彦君	高嶋 良充君	千葉 景子君	井上 哲士君	市田 忠義君	国井 正幸君	倉田 寛之君
二之湯 智君	西島 英利君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	緒方 靖夫君	紙 智子君	小池 正勝君	小泉 昭男君
野村 哲郎君	南野知恵子君	那谷屋正義君	内藤 正光君	小池 晃君	小林美恵子君	小泉 顕雄君	小林 温君
藤井 基之君	藤野 公孝君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	大門実紀史君	仁比 聡平君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
保坂 三蔵君	舩添 要一君	白 眞勲君	林 久美子君	吉川 春子君	近藤 正道君	佐藤 泰三君	櫻井 新君

平成十九年四月十八日 参議院會議録第十八号 投票者氏名

清水嘉与子君	椎名 一保君	大久保 勉君	大塚 耕平君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君	浅野 勝人君	泉 信也君
陣内 孝雄君	末松 信介君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	市川 一朗君	岩井 國臣君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	神本美恵子君	木保 佳丈君	加藤 修一君	風間 昶君	岩永 浩美君	小野 清子君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	草川 昭三君	木庭健太郎君	尾辻 秀久君	大野つや子君
田浦 直君	田中 直紀君	郡司 彰君	小林 正夫君	澤 雄二君	白浜 一良君	岡田 直樹君	岡田 広君
田村 公平君	田村耕太郎君	小林 元君	奥石 東君	高野 博師君	谷合 正明君	荻原 健司君	狩野 安君
伊達 忠一君	竹山 裕君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	遠山 清彦君	西田 実仁君	景山俊太郎君	片山虎之助君
谷川 秀善君	常田 享詳君	櫻井 充君	芝 博一君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	神取 忍君	河合 常則君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	島田智哉子君	下田 敦子君	山口那津男君	山下 栄一君	木村 仁君	岸 宏一君
中川 義雄君	中島 啓雄君	主濱 了君	榛葉賀津也君	山本 香苗君	山本 保君	岸 信夫君	北岡 秀二君
中島 眞人君	中曾根弘文君	鈴木 寛君	田名部匡省君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	北川イツセイ君	杏掛 哲男君
中原 爽君	中村 博彦君	高嶋 良充君	千葉 景子君	井上 哲士君	市田 忠義君	国井 正幸君	倉田 寛之君
二之湯 智君	西島 英利君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	緒方 靖夫君	紙 智子君	小池 正勝君	小泉 昭男君
野村 哲郎君	南野知恵子君	那谷屋正義君	内藤 正光君	小池 晃君	小林美恵子君	小泉 顕雄君	小林 温君
藤井 基之君	藤野 公孝君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	大門美紀史君	仁比 聡平君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
保坂 三蔵君	舩添 要一君	白 眞敷君	林 久美子君	吉川 春子君	亀井 郁夫君	佐藤 泰三君	櫻井 新君
松田 岩夫君	松村 祥史君	平田 健二君	広田 一君	長谷川憲正君	荒井 広幸君	清水嘉与子君	椎名 一保君
松村 龍二君	矢野 哲朗君	広中和歌子君	広野ただし君	今泉 昭君		陣内 孝雄君	末松 信介君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	福山 哲郎君	藤末 健三君			鈴木 政二君	世耕 弘成君
山谷えり子君	山本 一太君	藤本 祐司君	藤原 正司君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君
山本 順三君	吉田 博美君	前川 清成君	松井 孝治君			田浦 直君	田中 直紀君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	松岡 徹君	松下 新平君			田村 公平君	田村耕太郎君
脇 雅史君	足立 信也君	円 より子君	水岡 俊一君			伊達 忠一君	竹山 裕君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君			谷川 秀善君	常田 享詳君
伊藤 基隆君	池口 修次君	築瀬 進君	柳澤 光美君			鶴保 庸介君	中川 雅治君
犬塚 直史君	岩本 司君	柳田 稔君	山下八洲夫君			中川 義雄君	中島 啓雄君
江田 五月君	小川 敏夫君	山根 隆治君	蓮 舩君			中島 眞人君	中曾根弘文君
尾立 源幸君	大石 正光君	和田ひろ子君	若林 秀樹君			中原 爽君	中村 博彦君

反対者氏名

四名

近藤 正道君
福島みずほ君
淵上 貞雄君
又市 征治君

日程第三 温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一八八名

阿部 正俊君
愛知 治郎君
青木 幹雄君
秋元 司君

二之湯 智君	西島 英利君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	緒方 靖夫君	紙 智子君	小池 正勝君	小泉 昭男君
野村 哲郎君	南野知恵子君	那谷屋正義君	内藤 正光君	小池 晃君	小林美恵子君	小泉 顕雄君	小林 温君
藤井 基之君	藤野 公孝君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	大門美紀史君	仁比 聡平君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
保坂 三蔵君	舛添 要一君	白 眞勲君	林 久美子君	吉川 春子君	近藤 正道君	佐藤 泰三君	櫻井 新君
松田 岩夫君	松村 祥史君	平田 健二君	広田 一君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	清水嘉与子君	椎名 一保君
松村 龍二君	溝手 顕正君	広中和歌子君	広野ただし君	又市 征治君	亀井 郁夫君	陣内 孝雄君	末松 信介君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	福山 哲郎君	藤末 健三君	長谷川憲正君	荒井 広幸君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
山崎 正昭君	山谷えり子君	藤本 祐司君	藤原 正司君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君	関口 昌一君	関谷 勝嗣君
山本 一太君	山本 順三君	前川 清成君	松井 孝治君	松岡 徹君	松岡 新一君	田浦 直君	田中 直紀君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	松岡 新一君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君	伊達 忠一君	田村 耕太郎君
脇 雅史君	足立 信也君	峰崎 直樹君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	蓮 舫君	谷川 秀善君	竹山 裕君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	池口 修次君	岩本 司君	小川 敏夫君	大石 正光君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
伊藤 基隆君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	木俣 佳丈君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	野村 哲郎君	藤野 公孝君
犬塚 直史君	尾立 源幸君	大久保 勉君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小林 元君	松田 岩夫君	舛添 要一君
江田 五月君	小川 敏夫君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	浮島とも子君	風間 昶君	木庭健太郎君
尾立 源幸君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	草川 昭三君	澤 雄二君	高野 博師君	遠山 清彦君	浜四津敏子君
岡崎トミ子君	山根 隆治君	柳田 稔君	山根 隆治君	渡辺 秀央君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	草川 昭三君
神本美恵子君	小川 敏夫君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	浮島とも子君	風間 昶君	木庭健太郎君
北澤 俊美君	小林 正夫君	奥石 東君	佐藤 道夫君	芝 博一君	下田 敦子君	榑葉賀津也君	田名部匡省君
櫻井 充君	山本 香苗君	山本 保君	鰐淵 洋子君	市田 忠義君	井上 哲士君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君
島田智哉子君	山本 香苗君	山本 保君	鰐淵 洋子君	市田 忠義君	井上 哲士君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君
主濱 了君	山本 香苗君	山本 保君	鰐淵 洋子君	市田 忠義君	井上 哲士君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君
鈴木 寛君	山本 香苗君	山本 保君	鰐淵 洋子君	市田 忠義君	井上 哲士君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君
高嶋 良充君	山本 香苗君	山本 保君	鰐淵 洋子君	市田 忠義君	井上 哲士君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君

日程第四 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

○名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君	青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	泉 信也君	浅野 勝人君	泉 信也君
市川 一朗君	岩井 國臣君	市川 一朗君	岩井 國臣君
岩永 浩美君	小野 清子君	岩永 浩美君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大野つや子君	尾辻 秀久君	大野つや子君
岡田 直樹君	岡田 広君	岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	狩野 安君	荻原 健司君	狩野 安君
景山俊太郎君	片山虎之助君	景山俊太郎君	片山虎之助君
神取 忍君	河合 常則君	神取 忍君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君	木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北岡 秀二君	岸 信夫君	北岡 秀二君
北川イッセイ君	香掛 哲男君	北川イッセイ君	香掛 哲男君
国井 正幸君	倉田 寛之君	国井 正幸君	倉田 寛之君

小池 正勝君	小泉 昭男君	小池 正勝君	小泉 昭男君
小泉 顕雄君	小林 温君	小泉 顕雄君	小林 温君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	櫻井 新君	佐藤 泰三君	櫻井 新君
清水嘉与子君	椎名 一保君	清水嘉与子君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	末松 信介君	陣内 孝雄君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	関口 昌一君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君	田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君	田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君	伊達 忠一君	竹山 裕君
谷川 秀善君	常田 享詳君	谷川 秀善君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
中川 義雄君	中島 啓雄君	中川 義雄君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君	中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	中村 博彦君	中原 爽君	中村 博彦君
二之湯 智君	西島 英利君	二之湯 智君	西島 英利君
野村 哲郎君	南野知恵子君	野村 哲郎君	南野知恵子君
藤井 基之君	舛添 要一君	藤井 基之君	舛添 要一君
保坂 三蔵君	松村 祥史君	保坂 三蔵君	松村 祥史君
松田 岩夫君	溝手 顕正君	松田 岩夫君	溝手 顕正君
山崎 正昭君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山内 俊夫君
山本 一太君	山谷えり子君	山本 一太君	山谷えり子君
吉田 博美君	山本 順三君	吉田 博美君	山本 順三君
若林 正俊君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	吉村剛太郎君
脇 雅史君	脇 雅史君	脇 雅史君	脇 雅史君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	足立 信也君	浅尾慶一郎君

朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
池口 修次君	犬塚 直史君
岩本 司君	江田 五月君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 正光君	大久保 勉君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加藤 敏幸君	神本美恵子君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
輿石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	櫻井 充君
芝 博一君	島田智哉子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	田名部匡省君
高嶋 良充君	千葉 景子君
津田弥太郎君	富岡由紀夫君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	西岡 武夫君
白 眞勲君	林 久美子君
平田 健二君	広田 一君
広中和歌子君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤本 祐司君	藤原 正司君
前川 清成君	松井 孝治君
松岡 徹君	松下 新平君
円 より子君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君

反対者氏名

○名

築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	蓮 舫君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
渡辺 秀央君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	近藤 正道君
福島みずほ君	洲上 貞雄君
又市 征治君	亀井 郁夫君
長谷川憲正君	荒井 広幸君
今泉 昭君	鈴木 陽悦君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	二五円